宿泊施設を活用した文化体験等観光支援事業補助金申請に必要な書類

◎　申請に当たり、注意事項を必読の上、下記の書類提出をお願いします。

ご提出いただいた申請書及び関係書類は、採択の可否に関わらず返却しませんのでご了承ください。

なお、個別の事情に応じて、下記以外の必要書類の提出等を別途お願いする場合があります。

**＜注意事項＞**

**※　両面印刷不可**

**※**ステープル留めやファイリングをせずに、**クリップ留め**にしてください。

**※　審査に当たり白黒でコピーを取りますので、資料は白黒でも判別できるものとしてください。**

**※**マイナンバー（個人番号）の記載がある場合、記載部分を削除の上、ご提出ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | **必要書類** | チェック欄 |
| １ | **○ 宿泊施設を活用した文化体験等観光支援事業補助金交付申請書**（様式第1号） | □ |
| ２ | **○ 宿泊施設を活用した文化体験等観光支援事業補助金申請に必要な書類**（チェック欄確認済本紙） | □ |
| ３ | **○ 宿泊施設を活用した文化体験等観光支援事業補助金申請前確認書**（指定様式） | □ |
| ４ | **○ 宿泊施設を活用した文化体験等観光支援事業事業計画書**（様式第１号　別紙１） | □ |
| ５ | **○ 誓約書**（様式第１号　別紙２）※連携する都内体験型観光提供事業者の記入・押印が必要です。連携する都内体験型観光提供事業者が複数ある場合には、事業者毎に提出してください。 | □ |
| ６ | **○ 財務関連書類**（１）法人の場合税務署へ提出した直近１期分の**貸借対照表**及び**損益計算書**の写し（２）個人事業者の場合　　 税務署へ提出した直近１期分の**確定申告書**の写し | □ |
| ７ | **○ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本）**※　発行後３か月以内のもの※　個人事業者の場合は、「**個人事業の開業・廃業等届出書」**の写し | □ |
| ８ | **○ 印鑑証明書**（**原本**）※　発行後３か月以内のもの、電子申請をする場合は不要 | □ |
| ９ | **○ 社歴（経歴）書**〔会社概要（パンフレット）でも可〕 | □ |
| 10 | **○ 直近の事業税等の納税証明書**（**原本**）**(申請者分)**（１）法人の場合直近の「**法人事業税**及び**法人都民税**の納税証明書（**都税事務所**発行）」（２）個人の場合① 事業税が課税対象の方直近の「**個人事業税**の納税証明書（**都税事務所**発行）」及び「**住民税**納税証明書（**区市町村**発行）」② 事業税が非課税の方代表者の直近の「**所得税**納税証明書（（その１）又は（その３）（**税務署**発行）)」及び「**住民税**納税証明書（**区市町村**発行）」 | □ |
| 11 | **○ 直近の事業税等の納税証明書**（**原本**）**（連携する都内体験型観光提供事業者分）**（１）法人の場合直近の「**法人事業税**及び**法人都民税**の納税証明書（**都税事務所**発行）」（２）個人の場合① 事業税が課税対象の方直近の「**個人事業税**の納税証明書（**都税事務所**発行）」及び「**住民税**納税証明書（**区市町村**発行）」② 事業税が非課税の方代表者の直近の「**所得税**納税証明書（（その１）又は（その３）（**税務署**発行）)」及び「**住民税**納税証明書（**区市町村**発行）」 | □ |
| 12 | **○ 補助事業内容が確認できる書類****（仕様書、整備前後の図面、工程表等）** | □ |
| 13 | **○ 経費の積算明細書又は見積書内訳** |  |
| 14 | **○ 利用者向けパンフレット（施設等の概要が分かるもの）** | □ |
| 15 | **○ 旅館業営業許可書**（写し）※管轄保健所が発行した営業の種別が記載されているもの。※補助金申請後に許可を受ける予定のものについては、許可申請書（写し）を提出してください。ただし、実績報告時までに許可書（写し）を提出する必要があります。 | □ |
| 16 | **○ その他必要に応じて提出を依頼するもの**  ※施設等の改修等を行う事業を実施する場合、補助金交付対象施設等の建物の不動産登記簿謄本又は賃貸借契約書等の管理運営を行っていることが確認できる書類を添付してください。なお、補助事業者が補助金交付対象施設の所有者ではない場合、改修等について所有者の許可を得ていることが確認できる書類を添付してください。 | □ |

・複数施設について申請の場合も、全ての書類を施設毎に用意してください。

（同一の者が複数申請する場合には、重複する必要書類の原本は一通でも構いません。）

・旅館業法や消防法等の許可又は変更手続きの要否について、申請前にご確認ください。事前に手続きが必要な場合は申請前に、整備実施後に手続きが必要な場合は実績報告前に完了させてください。